

## 旅費規則

(昭和五十年二月二十二日規則第三十二号)

改正 昭和五二年 五月 七日

同 五二年 一月 二六日

同 五九年 三月 三〇日

平成 五年 一月 二二日

同 九年 二月 二一日

同 二〇年 三月 一三日

同 二〇年 一月 一八日

### (目的)

第一条 本会の役員並びに委員会の委員及び幹事(以下「役員等」という。)が、その職務として、東京都内において開催の会議に出席するため出張(以下「会議出席の出張」という。)(し、又は事実調査、事件、会務処理のため、若しくは東京都内以外の地の会議に出席するため出張(以下「調査等の出張」という。)(するときは、この規則の定めるところにより旅費を支給する。

### (旅費の計算及び支給方法)

第二条 旅費は、経理委員会の定める細則に基づき、経済

- 1 -

的な通常の経路及び方法により計算する。

2 旅費の支給方法については、経理委員会の定める細則による。

### (旅費の種類)

第三条 旅費は、交通費及び宿泊料とする。

### (交通費)

第四条 交通費は、鉄道料金、船賃、車賃及び航空料金とする。

### (鉄道料金)

第五条 鉄道料金は、普通運賃の外、次の各号の区分に従い、それぞれ各所定の料金を加算して支給する。ただし、片道五〇キロメートル未満については普通運賃のみとする。

一 片道五〇キロメートル以上

グリーン、特別急行料金(新幹線を含む。)

二 夜行列車を利用せざるを得ない場合

特別急行料金、A寝台下段料金

2 前項第一号及び第二号の適用は、経理委員会の定めるところによる。

3 鉄道料金の計算区間は、役員等の法律事務所が所在する地域の簡易裁判所の最寄りの駅から目的地最寄りの駅

- 2 -

までとする。

(船賃)

第六条 船賃の額は、船賃を二以上の等級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃とする。

(航空料金)

第七条 航空料金は、経理委員会の定める額を支給する。

2 前項の料金には、役員等の法律事務所が所在する地域の簡易裁判所と最寄りの空港間及び目的地と最寄りの空港間とのそれぞれの鉄道料金、船賃又は車賃を加算する。

(車賃)

第八条 車賃は、実費による。ただし、会議出席の出張については前条第二項の場合に限り、調査等の出張の場合には必要やむを得ないと認められる場合に限り、これを支給する。

第九条 削除

(宿泊料)

第十条 宿泊料は、宿泊の夜数に応じ経理委員会の定める額を支給する。

2 役員等が前日に引き続き同一又は異種の会議出席の出張又は調査等の出張をした場合には、宿泊の有無にかかわらず一往復分の旅費に前項の宿泊料を加算して支給

- 3 -

する。ただし、第五条により支給する料金が、前項の金額より低額である場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、役員等が前日に引き続き異種の会議出席の出張又は調査等の出張をしたときであつて、職務上の必要その他やむを得ない理由があるときは、当該役員等の申し出に基づき、宿泊料に代えて現に往復した回数の旅費を支給する。

4 会議出席の出張において、会議の前日又は当日に宿泊を要する場合は、経理委員会の細則で定めるところにより、宿泊料を支給する。

(外国出張)

第十条の二 本会の役員等が外国出張する場合の旅費、宿泊料は、経理委員会の定める細則に基づき支給する。

第十一条 削除

(適用範囲)

第十二条 事務総長、弁護士である事務次長、嘱託及び本会から特に依頼を受けて事件処理等をする弁護士の旅費については、役員等に準じて支給する。

附則

この規則は、昭和五十年四月一日より施行する。

附則(昭和五二年五月七日改正)

- 4 -

第三条、第五条、第九条、第十条の改正規定及び別表の削除は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年一月二六日改正）

規則の名称、第一条、第五条第一項、第十条第一項、同第二項、第十一条、第十二条の改正規定は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月三〇日改正）

第二条、第七条、第八条ただし書き及び第十条の二の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平成五年一月二二日改正）

第一条、第五条及び第十条の二の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二二日改正）

第十条第三項の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月一三日改正）

第一条、第五条第一項及び第三項、第七条、第十条第二項、第十条の二並びに第十二条の改正規定は、平成二十年六月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一八日改正）

第十条の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行す

る。

